

1. 件名：「玄海原子力発電所設置変更許可申請（使用済燃料乾式貯蔵施設の設置）の適合性審査に関する面談」

2. 日時：令和3年2月19日（金） 10時00分～10時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

御器谷管理官補佐、薩川審査チーム員

九州電力株式会社：

東京支社 担当者1名

5. 要旨

（1）九州電力株式会社から、平成31年1月22日に申請された玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書（使用済燃料乾式貯蔵施設の設置）について、資料の提出があった。

（2）原子力規制庁は、今後、資料の確認を行い、引き続き審査を行う旨を伝えた。

6. その他

提出資料：

- ・玄海原子力発電所 乾式貯蔵施設に係る原子力規制委員会の審査方針を踏まえた評価及び当社の考えについて＜補足説明資料＞
- ・玄海変死力発電所 設置許可基準規則等への適合性について（使用済燃料乾式貯蔵施設）＜補足説明資料＞（1／5）
- ・玄海変死力発電所 設置許可基準規則等への適合性について（使用済燃料乾式貯蔵施設）＜補足説明資料＞（2／5）
- ・玄海変死力発電所 設置許可基準規則等への適合性について（使用済燃料乾式貯蔵施設）＜補足説明資料＞（3／5）
- ・玄海変死力発電所 設置許可基準規則等への適合性について（使用済燃料乾式貯蔵施設）＜補足説明資料＞（4／5）
- ・玄海変死力発電所 設置許可基準規則等への適合性について（使用済燃料乾式貯蔵施設）＜補足説明資料＞（5／5）
- ・玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について

- ・ 玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第3条第2項第4号 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- ・ 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）補足説明資料
- ・ 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のために業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 補足説明資料
- ・ 玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合性について

以上